

犬山市民健康館における自動販売機設置事業者募集要項

1 入札に付する事項

犬山市では、行政財産である犬山市民健康館の施設内の一部を賃貸する方法により自動販売機の設置を行います。このため、自動販売機設置事業者(以下、「設置事業者」という。)を決定するための一般競争入札を行います。

この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 入札物件

入札物件は、自動販売機①～⑤を入札物件（１）、自動販売機⑥を入札物件（２）として行い、設置事業者は複数の物件の入札に参加することができます。

入札物件（１）

- ①清涼飲料水（缶、ペットボトル）自動販売機 1 台
- ②紙コップ式自動販売機 1 台
- ③清涼飲料水（缶、ペットボトル）自動販売機 1 台
- ④清涼飲料水（缶、ペットボトル）自動販売機 1 台
- ⑤パン等自動販売機 1 台 計 5 台

- ※ 1 自動販売機①、③及び④は、缶又はペットボトル等の密閉式の容器入りの清涼飲料水を取り扱うものとする。
- ※ 2 自動販売機②は、紙コップ式の自動販売機を設置する。館内の水道施設から接続する方式とし、子メーターを設置事業者が設置し、水道使用料及び接続、設置工事費等も設置事業者が負担するものとする。
- ※ 3 自動販売機⑤は、パン、菓子等の自動販売機とし、パンは必ず取り扱うこととする。
- ※ 4 回収ボックスは原則、自動販売機 1 台につき 1 台の設置とするが、同一場所で同一分類のごみを捨てることが可能であれば、設置数を減らしてもよい。

入札物件（2）

⑥アイスクリーム等自動販売機 1 台 計 1 台

※1 自動販売機⑥は、アイスクリーム類、シャーベット類の氷菓を取り扱うものとする。

入札 物件 番号	自動 販売機 番号	所 在	施 設	設置 台数	設置可能な自動販売機 及び回収ボックスの 外形寸法	設置 場所
1	①	犬山市大字 前原字橋爪山 15 番地 2	犬山市民健康館 1 階 ホワイエ	1 台	自動販売機 幅 1.4m×奥行 1.0m まで、回収ボックス 幅 0.5m×奥行 0.7m まで	別図 参照
	②	犬山市大字 前原字橋爪山 15 番地 2	犬山市民健康館 1 階 飲食コーナー	1 台	自動販売機 幅 1.2m×奥行 1.0m まで、回収ボックス 幅 0.5m×奥行 0.7m まで	別図 参照
	③	犬山市大字 前原字橋爪山 15 番地 2	犬山市民健康館 1 階 飲食コーナー	1 台	自動販売機 幅 1.4m×奥行 1.0m まで、回収ボックス 幅 0.5m×奥行 0.7m まで	別図 参照
	④	犬山市大字 前原字橋爪山 15 番地 2	犬山市民健康館 1 階 飲食コーナー	1 台	自動販売機 幅 1.4m×奥行 1.0m まで、回収ボックス 幅 0.5m×奥行 0.7m まで	別図 参照
	⑤	犬山市大字 前原字橋爪山 15 番地 2	犬山市民健康館 1 階 飲食コーナー	1 台	自動販売機 幅 1.2m×奥行 1.0m まで、回収ボックス 幅 0.5m×奥行 0.7m まで	別図 参照
2	⑥	犬山市大字 前原字橋爪山 15 番地 2	犬山市民健康館 1 階 飲食コーナー	1 台	自動販売機 幅 1.2m×奥行 1.0m まで、回収ボックス 幅 0.5m×奥行 0.7m まで	別図 参照

3 自動販売機の設置条件

- (1) 行政財産の貸付期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間とします。ただし、契約期間中であっても、犬山市が公用・公共用に供するため必要とするときは、契約の解除をする場合があります。
- (2) 行政財産は、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置のために貸し付けるもので、それ以外の目的には使用できないものとします。
- (3) 落札者(設置事業者)が入札した額に消費税及び地方消費税を加算し、1年間の貸付料とします。貸付料は、犬山市の発行する納入通知書により、犬山市の指定する期限(毎年度8月末を予定)までに納入してください。なお、貸付料の年額の契約金額に係る消費税及び地方消費税は、犬山市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率を適用することとします。
- (4) 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費(電気工事含む)、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。また、電気使用料についても、設置業者の負担とします。設置事業者において適正な計量機(子メーター)を設置し、年額電気使用料を犬山市が指定する期限までに全額納入してください。
- (5) 設置する自動販売機の機器については、上記入札物件毎の条件を満たし且つ次に掲げる条件を満たしたものとしてください。
 - ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
 - イ 10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用でき、500円硬貨は新旧硬貨に対応できるものであること。また、1,000円紙幣は新旧紙幣に対応できるものであること。
 - ウ 指定した外形寸法の値を超えないものであること。
 - エ 自動販売機の機種は、電圧100V、電流10A程度のものであること。
- (6) 契約期間中は、次の事項を遵守してください。
 - ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
 - イ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、犬山市の指示に従い、施設の運営及び利用者の妨げにならないように配慮すること。
 - ウ 酒類、煙草の販売は行わないこと。なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に犬山市と協議を行うこと。

- エ 設置事業者は、本件に係る自動販売機の売上状況を、別に犬山市が指定する期日までに犬山市に報告すること。
- オ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うことと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うことと。
- カ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。
- ク 自動販売機の清掃を行い、清潔を保つこと。
- ケ 自動販売機を設置するにあたっては、転倒防止対策、火災予防対策を十分行い、据付面を確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。
- コ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- サ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故については、犬山市に報告するとともに、設置事業者の責任において解決すること。
- シ 盗難事故や破損事故等による損害は、犬山市の責めによることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
- ス 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除するものとする。
- ①当該行政財産の部分を公用・公共用に供する必要が生じた場合
 - ②犬山市の都合により契約を解除する必要が生じた場合
 - ③契約条件に違反する行為があると認められる場合
 - ④設置事業者が入札参加資格を失った場合
 - ⑤設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- 上記③から⑤までの場合、既に納めた貸付料は還付しない。また、取り消しにより生じた損失については、その補償を求めることはできない。
- セ 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、すみやかに原状回復すること。ただし、市長が許可した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際

し、設置事業者は一切の補償を犬山市に請求することはできないこととする。

ソ 設置事業者は、契約期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに犬山市に書面により通知すること。この場合、納入済みの貸付料は還付しない。

(7) 本募集要項の条件に違反する行為があると認める場合は、使用許可を取り消します。

4 設置事業者入札参加資格要件

次の要件を満たす法人に限り、本件入札に参加することができます。

- (1) 愛知県内又は岐阜県内に本店、又は支店を有すること
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理、運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること
- (5) 愛知県会計局指名停止取扱要領、犬山市の契約に係る指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 次に掲げる国税、県税、市税の未納がないこと。

ア 国税

- ・法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税（愛知県）

- ・法人事業税、法人県民税

ウ 市税（犬山市）

- ・法人住民税、固定資産税

5 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

①郵送の場合

受付期間：令和8年5月20日（水）～令和8年6月5日（金）必着

送付先：〒484-0061 愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地2

犬山市民健康館内 犬山市健康推進課 健診・庶務担当

※簡易書留または書留により送付してください。

※申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

②持参する場合

受付期間：令和8年5月20日（水）～令和8年6月5日（金）

（土・日・祝は除き、午前9時～午後4時まで）

提出先：〒484-0061 愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地2

犬山市民健康館内 犬山市健康推進課 健診・庶務担当

(2) 申込みに必要な書類（各1部）

①入札申込書（様式1）

②誓約書（様式3）

③証明書類（発行日から3月以内のもの。写し可。写しの場合は要原本証明）

法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書 写し可。写しの場合は要原本証明）

④入札参加資格要件4-(2)の実績証明書類（契約書の写し等）

⑤入札参加資格要件4-(3)の許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑥国税、県税、市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

ア 国税

・法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税（愛知県）

・法人事業税、法人県民税、自動車税

ウ 市税（犬山市）

・法人市民税、固定資産税

⑦設置予定の自動販売機及び販売品目の説明（様式自由）

(3) その他

- ・入札保証金及び契約保証金については、免除とします。
- ・電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月8日(月)

入札物件1 午後1時30分

入札物件2 午後1時40分

※入札の進行において時間が前後する場合があります。

(2) 場所

犬山市民健康館 204会議室

7 入札について

(1) 入札書の様式は、様式2を使用してください。

※定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の表面に入札物件番号を油性ボールペン等で記入してください。

※封筒の記入については、別紙「入札の留意事項」を参照してください。

(2) 入札金額は、貸付料の年額を消費税及び地方消費税を含まない価格(100円単位)で記入してください。

(3) 落札者は、犬山市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(4) 予定価格に達しない場合、直ちに再入札を行います。入札回数は、第1回を含め3回以内(3回分の入札書を準備)とします。

(5) 代表者以外の方が入札に出席される場合は委任状(様式4)が必要です。

(6) 入札を辞退される場合は、その旨文書(任意様式)にて連絡してください。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者が入札したもの

- ② 指定の期間内に提出しなかったもの
- ③ 入札物件番号、入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ④ 入札書の訂正をしたもの
- ⑤ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑥ 入札物件番号（１）の落札者と決定した者が入札物件番号（２）に入札したもの
- ⑦ その他入札に関する条件に違反したもの

8 契約の手続き

落札後、設置事業者は、本契約前に設置予定の自動販売機の仕様について犬山市の了解を得ること。なお、犬山市から仕様等について指示があれば従うこと。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、犬山市が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が入札参加資格を失った場合
- (3) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

10 その他

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間の自動販売機の販売実績については、別紙「犬山市民健康館の概要」より自動販売機 販売数実績を参照してください。
- (2) 契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 犬山市ホームページ上で決定金額及び設置事業者名を掲載します。

11 問い合わせ

【本件の入札に関すること】

- ・質問は書面(様式不問)にて、FAX、Eメール、郵送又は持参してください。

- ・質問及びその回答については、入札参加者全員が把握すべき内容と犬山市が判断した場合は、入札参加者全員に通知します。

犬山市 子ども健康部 健康推進課 健診・庶務担当

電話 0568-63-3800（直通） FAX：0568-65-3080

Eメール：020201@city.inuyama.lg.jp